

御質問・御意見への考え方
(R3.12.27 脱炭素先行地域に関する募集要領及び関連予算案説明会)
【未定稿】

令和4年1月14日

議題1. 脱炭素先行地域募集要領等関係

【2. 脱炭素先行地域の概要について】

問 1-1：脱炭素先行地域の範囲について、当該地方自治体内の地域のほか、地理的に近接しない地方自治体の地域も、同じ脱炭素先行地域の範囲として設定することは可能か。

- 地理的に離れた地方自治体の地域についても、一つの脱炭素先行地域として設定することは可能です。

問 1-2：想定される類型の例として、ビジネス・商業エリアに工業団地、港湾、空港が追加されているが、これはどのような趣旨か。また、これらにおける取組の対象は、業務その他部門に限るということで良いか。

- 工業団地、港湾、空港は、特定サイトとして、それらの持つ再エネポテンシャルを活用しつつ、本来の役割の中で脱炭素の取組と連携しながら民生部門の電力需要量実質ゼロにも貢献しうるものとして例示に追加したものです。
- 連携のあり方は様々であり、例えば、工業団地で発電した再エネ電力を脱炭素先行地域内の住宅等に供給することも考えられ、取組の対象は業務その他部門に限られるものではないほか、要件①-2の取組として実施いただくことも考えられます。

問 1-3：範囲の類型に「公的施設等のエネルギー管理を一元化することが合理的な施設群（点在する場合を含む）」とあるが、エネルギー管理の一元化とは具体的にどのようなものか。

- 広範囲に点在している公的施設等では、同一の施設管理者（地方自治体等）により、例えば、地域マイクログリッドやエネルギーマネジメントシステムを利用したエネルギーの需要と供給の融通を管理する取組のほか、同一の方法で再エネ調達や省エネ対策を実施することにより各施設のエネルギー需給効率を高める取組などが対象になると考えられます。
- また、一つの建物に多くの需要家が入る大規模な民間施設についても、例えば、エネルギーマネジメントシステムなどを用いたエネルギー需給管理の取組が対象になると考えられます。

問 1-4：複数の地域を脱炭素先行地域として設定し、各地域でオフサイトの発電所を設置する場合、各地域間での電力の融通は必要か。

- 一つの計画提案により複数の地域を脱炭素先行地域として設定する場合、各地域で発電

した再エネ電力を各地域間で融通することが必須とは考えておりませんが、再エネ設備を最大限導入し、かつ、脱炭素先行地域のある地方自治体内において発電する再エネ電力の割合を可能な限り高くしていただくこと、また、一つの計画提案に基づく脱炭素先行地域の取組として関連性を有する必要があることを踏まえ、適切な取組を実施していただくようお願いいたします。

【3. 提案者について】

問 1-5：提案者の共同申請において添付する資料等を御教示いただきたい。

- 計画提案書（様式 1）に、共同申請者となる者を明記いただくようお願いいたします。
- その際、様式 1 の 4. 推進体制において、共同申請者との調整を了している旨の説明を記載いただくようお願いいたします（同意書等があれば提出してください）。

問 1-6：

- ①自前の発電設備を市外に設置し、自営線又は自己託送で送電し利用する場合
- ②市外の発電事業者と相対契約を締結し、市外の再エネ発電設備で作られた電気を利用する場合

について、それぞれ、発電設備が設置されている自治体との共同提案とする必要があるか。

- 脱炭素先行地域の対象施設に供給される再エネの発電設備が、脱炭素先行地域のある地方自治体の外にある場合、当該再エネ発電設備がある地方自治体も共同提案者としていただくことは必須ではありません。

【5. 脱炭素先行地域の選定の考え方】

問 1-7：初年度の選定はどれくらいの数を見込んでいるか。また、選定においては、範囲の類型や地方環境事務所のブロックごと等によって数は決まっているか。

- 初年度は、少なくとも 20～30 地域の選定を想定しています。
- また、選定においては、範囲の類型や地方環境事務所のブロックごとによる上限数などを設定することは想定しておりません。
- いずれにせよ、脱炭素先行地域は、その範囲の類型等に応じ、2025 年度までを基本として、少なくとも 100 か所の多様な地域を選定する予定です。

問 1-8：評価事項の配点は公表しないのか。

- 評価事項の配点を公表することは予定しておりません。

問 1-9：脱炭素先行地域の候補地が市内に複数地域ある場合について。

- ・ 1 回目の申請時には一つの地域で申請し、2 回目以降の公募時に、追加で他地域を申請することは可能か。
- ・ また、いずれはこれらの地域を合体させ、一つの脱炭素先行地域とすることは可能か。
- ・ その際、1 回目の申請時に、2 回目以降に申請予定の地域をどこまで詳細に記載すればよいか。

- 一つの地方自治体が、時期の異なる複数の脱炭素先行地域を設定することは可能です。ただし、それぞれの地域間で実施する取組内容に関連性がある場合などは、一つの計画提案書としていただきたいと思います。
- 他方、複数の脱炭素先行地域を統合することを想定している場合は、最終的に設定することが想定される全ての範囲（必ずしも明確になっていないエリアを含む）を、当初の計画提案書に、その時点で可能な限り具体的に記載いただいた上で、当初範囲の選定後に、当初計画を変更し、範囲を追加していただく形を考えています。

【6. 各選定要件の確認事項及び評価事項について】

問 1-10：小規模な自治体の場合、エリアを選定しても集落単位では世帯数がわずかであるため、要件①-1 評価事項の「電力需要量の規模が大きいこと」には該当しないと思われるところ、どの程度の規模感で計画を作成すれば良いか。

- 電力需要量の規模について、一律の基準を設定することは想定しておりません。
- 脱炭素先行地域は、その範囲の類型に応じて多様な地域を選定することとしており、範囲の類型ごとに電力需要量の規模感は異なるものと考えています。

問 1-11：民間施設の電力需要量の実績値は把握が難しいのではないかと推計で算出することでも良いか。

- 民間施設の電力需要量については、需要家へのアンケートやヒアリング等を行うことにより、実績値を把握いただきたいと思いますと考えておりますが、それが困難な場合、地方公共団体実行計画マニュアルに示されている方法等により推計することも可能です。

問 1-12：要件①-1 評価事項の「民生部門の電力需要量に占める先行地域のある地方自治体内で発電する再エネ電力量の割合」は、脱炭素先行地域の取組による上昇分を評価するということか。

- 地方自治体内で発電する再エネ電力量とは、新規に導入する再エネ発電設備だけでなく、既存の再エネ発電設備も対象となります。
- 「民生部門の電力需要量に占める先行地域のある地方自治体内で発電する再エネ電力量の割合」は、電力需要量の実質ゼロにおいて、新規又は既存によらず、脱炭素先行地域のある地方自治体において発電する再エネ電力がどのくらいの割合を占めているかを評価するものです。
- なお、追加的な再エネ導入量の大きさは、要件②評価事項において評価することとしています。

問 1-13：要件①-1 の再エネ等の電力供給量について、再エネ電力の自家消費は必須なのか。

- 再エネ設備を需要家自らが設置して供給することは必須ではありませんが、脱炭素先行地域において、再エネを最大限導入する観点から、優先的に取り組んでいただきたいと思いますと考えています。

問 1-14：自家消費等の等は、何が想定されるのか。

- 自家消費等として、需要家の対象施設の敷地内に設置した再エネ発電設備で発電する再エネ電力を自ら消費する場合や、需要家の対象施設の敷地外に設置した再エネ発電設備で発電する再エネ電力を自営線により対象施設に供給して消費する場合のようないわゆる自家消費（オンサイト/オフサイト PPA を含む）に加え、需要家の対象施設の敷地外に設置した再エネ発電設備で発電する再エネ電力を系統による自己託送によって対象施設に供給する場合は想定されます。

問 1-15：森林吸収源対策は、要件①-1 を満たす取組に含まれるのか。

- 森林吸収源対策は、特定の民生部門電力由来 CO2 の排出源に係る対策とはならないため、要件①-1 を満たす取組には含まれませんが、要件①-2 の取組の対象になります。

問 1-16：地方自治体内に FIT 売電の再エネ発電施設がある場合、脱炭素先行地域内での電源活用の有無によって、評価に影響はあるか。

- FIT 売電の再エネ発電設備で発電した再エネ電力を、脱炭素先行地域内の対象施設に供給することは可能ですが、脱炭素先行地域内の再エネ等の電力供給量には算入できません。
- この場合、民生部門電力の実質ゼロは、当該電力を除いた上で評価されます。
- ただし、環境価値が付加された状態で調達された FIT 電力については、再エネ等の電力供給量に算入できます。

問 1-17：FIP により調達された再エネ電力は、再エネ等の電力供給量に含めて良いのか。

- 令和 4 年度から実施される FIP (Feed-in-Premium) 制度については、環境価値が付加された状態で調達されたものについて、再エネ等の電力供給量に含めることができることとする予定です。

問 1-18：廃棄物発電により電力は、再エネ等の電力供給量に含まれるのか。

- 廃棄物発電により得られた電力のうちバイオマス発電に相当する分については、再エネ等の電力供給量に算入することができます（FIT の場合は、小売電気事業者等から環境価値が付加された状態の電力のみを算入できます）。
- バイオマス発電に相当する分については、廃棄物発電量に、焼却対象ごみの組成調査結果等により把握されたプラスチックの割合を乗じて得られた発電量を、廃棄物発電量から差し引くことなどにより把握することができます。

問 1-19：省エネの取組は要件①-1 の評価事項では評価されないのか。

- 省エネの取組を直接評価する項目はありませんが、要件①-1 評価事項において、電力需要量の大きさを評価しているところ、その電力需要量の実質ゼロを達成するために行う省エネによる電力削減量の大きさを間接的に評価しています。

問 1-20：省エネによる電力削減量の推計において用いる「削減量原単位」は、どの数字を参照すれば良いのか。

- 例えば、機器メーカーや建築事業者、機器販売事業者によるカタログ値、又は、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編に記載されている原単位を用いる方法が考えられます。

問 1-21：新築建築物の場合の省エネ効果については、設計図書等を元に推計すると、省エネ対策後のものとなってしまいが、省エネによる電力削減量にはどのように算入すれば良いのか。

- 新築建築物に省エネ対策を導入する場合、通常の建物を追加的な省エネ対策を実施せずに新築した場合と比較して削減された電力需要量を「省エネによる電力削減量」に算入することができます。
- この場合、通常の建物を追加的な省エネ対策を実施せずに新築した場合の電力需要量を「民生部門の電力需要量」に算入してください。
なお、新築建築物に導入される省エネ対策により削減される電力需要量を「省エネによる電力削減量」に算入しないことも可能です。その場合、民生部門の電力需要量は、省エネ対策が導入された新築建築物に係るものとなります。

問 1-22：募集要領 P5 要件⑤計画の実現可能性の評価事項に「未調整の関係者がいる場合は、合意形成の調整方針及びスケジュールが具体的に示されていること」とあるが、合意形成の担保としてどの程度の精度の根拠資料等が求められるか。

- どのような関係者がいるか、その関係者とどのような調整をしているか（打合せ等の状況）、合意の見込み・スケジュール感について、計画提案書（様式 1）に記載ください（分量が多い場合は、添付資料とすることも可とします）。

問 1-23：地方自治体間の連携に関する評価事項はあるか。

- 地方自治体間の連携について直接的に評価する項目はありませんが、連携がなされる場合は、要件⑤評価事項「関係者間における体制が具体的に構築されていること」において、間接的に評価対象となり得ると考えられます。

問 1-24：募集要領の P3 (2)①-2 に示されている地球温暖化対策計画との整合とは、取り組みだけでなく、各部門の温室効果ガスの削減目標の達成も必須ということか。

- 地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）において、部門別の温室効果ガス削減目標値及びその達成のための対策・施策について、施策の方向性や具体的取組の内容が記載されており、これらと整合する取組を進めていただきたいという趣旨であり、各部門の削減目標の達成を必須とするものではありません。

問 1-25：要件①-2について、ボランタリークレジットによるLPガスのカーボンオフセットは、取組の一つとして扱われるのか。

- 取組みの一つとして、あり得ると考えています。

問 1-26：公共施設群を脱炭素先行地域として設定する場合、要件①-2（地域特性に応じた温暖化対策の取組）は、当該脱炭素先行地域のある地方自治体全体を対象とした取組までは求められないという理解で良いか。

- 御理解のとおり、要件①-2（地域特性に応じた温暖化対策の取組）は、脱炭素先行地域の範囲における取組となります。

問 1-27：要件②確認事項の再エネ賦存量調査の対象は、行政区域全体ではなく脱炭素先行地域内のみという認識でよいか。

- 基本的には、脱炭素先行地域の範囲内が対象となります。
- ただし、脱炭素先行地域は、地方自治体が当該地方自治体における再エネポテンシャルを踏まえ、追加的な再エネ導入量を把握した上で、その範囲を設定することが望ましいところ、可能な限り、行政区域全体を対象とすることも御検討ください。

問 1-28：再エネ賦存量の確認について、「地域特性に応じて」とは、例えば、都市部であれば太陽光、風力、水力等のうち、太陽光のみを対象にすることも良いのか。

- 地域の特性により、明らかに想定されない再エネ種については、ポテンシャル把握の対象とする必要はありません。

問 1-29：最大限の再エネ導入量等が未確定の場合、様式1には未記載のままで提出・応募することは可能か。

- 確認事項では、REPOSなどを活用した大まかな再エネポテンシャルを把握いただきたくことを主眼に置いており、必ずしも確定値であることは要しないため、可能な範囲で記載いただくようお願いします。

問 1-30：再エネの最大限導入量としては、発電事業者を含む全てのポテンシャルとしてのものなのか、あるいは、自家消費のみを対象としたものなのか。

- 新たに再エネ設備を導入する者として、需要家のみならず、発電事業者を含む全ての再エネポテンシャルについて、最大限把握いただくことを想定しています。

問 1-31：要件②評価事項の「合意形成の見通しも踏まえた再エネ導入可能量」について、合意形成の対象者は具体的にどのような者を想定しているか。

- 電力需要家、再エネ発電事業者、地域住民、地権者等が想定されます。

問 1-32：公共施設群を脱炭素先行地域として設定する場合、対象となる公共施設の再エネ導入可能量の把握は必須か。

- 要件②確認事項として、当該公共施設における再エネ導入可能量の把握は必須です。

問 1-33：要件⑤について、再エネ事業者とは、提案の段階で必ず合意が整っている必要はなく、体制構築の予定時期等の記載のみでも構わないのか。

- 関係者間における体制が具体的に構築されていることは必須（確認事項）ではありませんが、合意が得られていない関係者との合意形成の調整方針やそのスケジュール、体制構築の予定時期等について、具体的に記載いただくことが望ましいと考えています。

問 1-34：要件⑤評価事項の「脱炭素に関する取組」のうち、国の補助事業等に採択された取組について、補助の採択年度はいつまでのものという基準はあるか。

- 採択年度の限定を設けることは考えておりません。

問 1-35：要件⑦確認事項について、既に、改定後の地球温暖化対策計画に基づいて実行計画を改定していることと、改定予定時期の目安を示すこととの間で、選定に係る評価に差は付くのか。

- 本確認事項は、改定後の地球温暖化対策計画に即した実行計画改定の状況を確認するものであり、既に改定していることと、改定予定時期の目安を示すこととの間で、選定に係る評価に差を生じさせることはありません。

問 1-36：実行計画（区域施策編）を複数の地方自治体による共同枠組で策定しており、脱炭素先行地域は単独の地方自治体が応募する場合、実行計画（区域施策編）の改定は、共同枠組のものについて行えば良いのか。

- 共同枠組による実行計画（区域施策編）を改定いただくことで差し支えありません。
- なお、単独の実行計画（区域施策編）を新たに策定することを妨げるものではありません。

問 1-37：要件⑦評価事項のうち、「実行計画（事務事業編）で定める目標が政府実行計画の目標（50%削減）と同等の目標」について、地方自治体の事務事業により排出される CO2 は、施設のエネルギー使用に伴う CO2（業務その他部門）と廃棄物の焼却に伴う CO2（非エネルギー起源 CO2）に分かれるが、後者は、市区町村の事務事業の中でも非常に排出量が多く、大幅な削減も難しいところ、目標値は後者を除いて設定することでも良いか。

- 「実行計画（事務事業編）で定める目標が政府実行計画の目標（50%削減）と同等の目標」とは、地域特性や実情に応じて、可能な限り政府の目標と同等の目標を設定いただくことを趣旨としているところ、地方自治体の事務事業全体では 50%削減が難しい場合、特定の分野に限定して（除いて）目標を設定することでも差し支えありません。（※政府実行計画においても、政府の船舶・航空機の使用に伴う排出及び福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、政府の温室効果ガスの総排出量目標の対

象外としている)

- ただし、そのような目標を設定することや対象分野を限定した背景や合理的な理由について、具体的に計画提案書に記載いただくようお願いします。

問 1-38：要件⑦評価事項のうち、「実行計画（区域施策編）で定める目標が地球温暖化対策計画の目標（46%削減）と同等の目標」について、数字上同等の目標である必要があるのか、又は、地域特性によって設定できる目標値の水準が異なることは差し支えないのか。後者の場合、どのようにして同等の目標であることを担保するのか。

- 地方自治体によっては、例えば、産業部門における区域全体の排出量について特定の企業の排出が占める割合が極めて大きいなど、産業構造等を考慮すると、全ての部門及び事業者を対象とした場合、設定可能な削減目標の数字に限界がある場合があります。
- このような場合、例えば、特定の大規模排出事業者や部門については、当該事業者等の計画に沿って削減の取組が進められることを前提に、実行計画の削減目標については、その他の排出事業者や部門をターゲットとして設定することでも差し支えありません。
- いずれにせよ、「実行計画（区域施策編）で定める目標が地球温暖化対策計画の目標（46%削減）と同等の目標」とは、地域特性や実情に応じて、可能な限り国の目標と同等の目標を設定いただくことを趣旨とし、一律に目標の数字のみで評価するものではないため、特定の部門に限定して（除いて）目標を設定する、あるいは、設定可能な最大限の目標値が地方自治体によって異なることは差し支えありません。
- ただし、そのような目標を設定することや対象分野を限定した背景や合理的な理由について、具体的に計画提案書に記載いただくようお願いします。

問 1-39：改正温対法に基づく促進区域は、脱炭素先行地域の選定の必須事項ではないという理解で良いか。

- 御理解のとおりです。
- なお、促進区域を設定する方針が示されていることは、要件⑦の評価事項としています。

問 1-40：計画としては令和5年度から本格的に動くこととなるような場合は、今回の募集に応募できるのか。（令和4年度は調査・検討等にとどまり、特に大きな予算措置等はない）

- 計画の1年目は調査・検討を行い、2年目から本格的な事業を実施するような場合でも、計画提案は可能です。
- その場合も、要件⑤確認事項のとおり、計画に記載する内容が具体的であり、各年度のプロセスが適切にスケジュールとして計画されていることが必要です。

問 1-41：要領 P.7「8. 進捗管理・計画最終年度の取組評価」において、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、脱炭素先行地域の取消しを行うことがあるとされているが、一定の水準の目安はあるのか。

- 当初の計画内容とその取組状況等を総合的に勘案して判断するため、一律に水準を設定

することは想定しておりません。

【7. 計画提案書及び記載事項について】

問 1-42：様式 1 の P. 11, 12 の表中「活用を想定している国の事業の名称と必要額」の欄には、それぞれの交付金等の補助率を事業費に乗じた額（例えば、事業費の 3 分の 2 等）を記載することで良いのか。

- 御理解のとおり、補助率を事業費に乗じた額を記載いただくようお願いします。

問 1-43：様式 1 の P. 11, 12 中「(2) 事業費の額（各年度）、活用を予定している国の事業（交付金、補助金等）」には、事業の計画段階で要する経費も記載する必要があるのか、設備の設置段階など実施段階からの経費のみを記載すれば良いのか。

- 国の事業の活用を想定している場合は、事業の計画段階で要する経費についても記載いただくようお願いします。

【8. 進捗管理・計画最終年度の取組評価】

問 1-44：計画最終年度又は 2030 年度までに、計画の達成が不可となった場合、何らかのペナルティはあるのか。

- 選定自治体は、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告いただき、必要に応じ、評価委員会においてヒアリングを行うなどして評価分析し、選定自治体に助言する、また、地方環境事務所等が随時、取組状況をフォローアップすることなどにより、環境省が計画達成のための必要なサポートを行うこととしています。
- その上で、計画の最終年度末に、取組の結果を報告いただき、評価委員会にて最終評価を行うこととしております。計画が未達成と評価された場合、どの程度の水準まで達成されているかも踏まえ、最終年度以降の追加的な取組の実施を求めることなどが想定されます。

問 1-45：脱炭素先行地域の取消しがされた場合、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金は返還する必要があるのか。

- 取消しがされた理由等によって、交付金の返還の対象となることも考えられます。

【10. 募集期間・提案書の様式、提出方法等について】

問 1-46：複数自治体が共同提案する場合、計画提案書等の提出先や提案内容の相談などは、代表となる地方自治体を管轄する地方環境事務所に行えば良いか。

- 代表となる地方自治体を管轄する地方環境事務所へ御相談・提出いただくようお願いします。

問 1-49：計画提案書の内容は、どの程度の情報が公表されるのか。

- 基本的には、脱炭素先行地域として選定された地方自治体については、様式 1 及び様式 2 を公表させていただく予定です。

- その際、公表不可の情報がある場合は、その旨を様式 1 及び様式 2 に明記してください。

問 1-48：今回の募集要項・様式を、外部と相談するための資料として公開しても問題ないか。

- 差し支えありません。

問 1-49：第 2 回選定のスケジュールは決まっているのか。

- 令和 4 年秋頃を想定していますが、具体的なスケジュールは未定のため、決まり次第、お知らせいたします。

議題 2. 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金関係

※交付金については令和4年度本予算の成立が前提であり、また本資料は、正式な交付要綱等の制定前のものであり、今後の交付要綱等の制定過程において、一部変更が生じうることをあらかじめご承知おきください。

【交付金の概要】

問 2-1：脱炭素先行地域づくり事業と重点対策加速化事業とを同一市町村が実施可能であるか。エリアに重複があってもよいか。

- 同一自治体が脱炭素先行地域づくり事業と重点対策加速化事業とをそれぞれ実施することは差し支えありません。
- その際、エリアに重複があってもかまいませんが、同一設備を両事業で補助対象にすることはできません。

問 2-2：脱炭素先行地域づくり事業、重点対策加速化事業の交付金の枠はあるか。都道府県別の配分のバランスなどの配慮はあるか。

- 現在のところ、両事業の予算上の配分枠はありません。
- 都道府県別の配分のバランスなどへの配慮は想定しておりません。

問 2-3：脱炭素先行地域づくり事業：50億円程度、重点対策加速化事業：20億円程度と設定が想定されている上限額は事業費又は交付金のいずれか。複数自治体が連名で事業を実施する場合の扱い如何。

- 設定を想定している上限額は交付金の額です。
- 複数自治体が連名で事業を実施する場合であっても、現在のところ同じ上限額とすることを想定しています。

問 2-4：交付金事業の地方負担分に対して活用可能な地方財政措置を教えてください。

- 交付金に合わせて活用が考えられる地方財政措置としては、過疎対策事業債や地域活性化事業債の活用が考えられます（問 3-2 参照）。実施する事業の内容等に応じて、自治体の財政部局とご相談をいただきたい。

問 2-5：地方公共団体実行計画の策定又は改定の時期の目安を示すとあるが、事業完了までに策定又は改定を実施すれば問題ないか。

- 交付金の交付は、2050年カーボンニュートラルを目指し2030年度の新たな温室効果ガス削減目標を踏まえた地方公共団体の取組みを支援するものであり、交付金事業が確実に実施され、当該自治体全域に効果が波及することも期待し、改正温対法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）の策定（既に旧法に基づく計画を策定済みである場合には改定）を要件としています。
- 交付金事業計画を提出する段階では、地方公共団体実行計画の策定又は改定の時期の目

安を示していただくことでも差し支えありませんが、基本的に事業期間の範囲にて設定いただくようお願いします。

問 2-6：複数年度にわたる交付金ということだが、交付申請は毎年度行う必要があるのか。

- 交付金の交付を受けるには、事業期間中、毎年度交付申請を行っていただく必要があります。

問 2-7：交付金が複数年にわたって継続的に交付されることを前提に、民間事業者と複数年契約を行うことは問題ないか。中小企業や地元企業など入札に条件を付すことは可能か。

- 基本的に本交付金制度は事業期間の範囲の複数年度にわたって自治体に対して交付金を交付するものですが、自治体が複数年契約を行った場合でも、国からの自治体に対する交付金の交付は、毎年度予算の範囲内で行うこととなります。
- 間接交付における複数年契約や入札条件の設定については、各自治体の財務規則等により対応ください。

問 2-8：交付金を民間企業等へ間接交付する場合に、自治体が上乗せ補助（協調補助）を行わなければならないのか。上乗せ補助（協調補助）の財源として想定されるものはあるか。

- 交付金を民間企業等へ間接交付する場合に、自治体が上乗せ補助（協調補助）を行うことについては条件とはしておりません。他方、事業の効果を高めるために、独自に上乗せをされることは差し支えありません。なお、上乗せ補助（協調補助）の財源として想定しているものではありません。

問 2-9：既に自治体において民間企業等への補助制度がある場合に、同制度の財源として交付金を活用することはできるのか。

- 既に自治体において民間企業等へ補助制度がある場合に、単純に同制度の財源として交付金を活用することは、交付金による追加的な効果がないため、認めないこととする予定です。

問 2-10：交付金を受ける自治体での予算措置は補正予算対応でよいのか。交付決定後でもよいのか。

- 自治体の予算措置については補正予算対応で差し支えありませんが、自治体の財政当局等と相談して対応ください。

【脱炭素先行地域づくり事業】

問 2-11：交付金を活用して事業を実施するためには、先行地域の提案者となる必要があるか。

- 交付金の交付を直接受けて事業を実施する自治体については、先行地域の提案者となる

ことが必要となります。

問 2-12：脱炭素先行地域づくり事業の交付要件が「脱炭素先行地域に選定されていること」とされているが、選定されなければ交付金は交付されないということか。また、交付金を活用して整備する再エネ設備は先行地域内に限定されるのか。

- 脱炭素先行地域づくり事業の交付金の受付は、先行地域の募集と同時期に行いますが、交付金の交付を受けるためには先行地域に選定される必要があります。
- また、脱炭素先行地域づくり事業として交付金を活用して行う施設の整備は、先行地域として選定された地域内で実施する必要があります。

問 2-13：脱炭素先行地域に選定された後、交付金による事業を直ちに実施しなくても問題はないか。

- 脱炭素先行地域に選定された後、交付金を活用する事業を直ちに実施しなくても問題はありませんが、脱炭素先行地域の選定要件では、「再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ設備の最大限の導入」や「計画の実現可能性（計画の具体性、関係者の調整方針等）」などがあるため、脱炭素先行地域に選定された場合には速やかに事業が開始されるものと想定しています。

問 2-14：脱炭素先行地域において、民生部門の電力消費に伴う CO2 排出実質ゼロが最終的に未達になるなど、先行地域の目標が達成できなかった場合には、交付金は返還の対象になるのか。脱炭素先行地域が取り消された場合はどうか。

- 脱炭素先行地域として選定された計画の取組が進捗せず、必要な改善措置を図ってもなおお計画を縮小せざるを得ない場合には、必要に応じて、評価委員会等の意見を聴取した上で計画の内容を変更することも想定されます。
- また、計画の最終年度末に、取組の結果を報告いただき、評価委員会にて最終評価を行うこととしており、計画が未達成と評価された場合、合理的な理由の有無や最終年度以降の追加対策など個別に対応を検討する予定です。
- さらに、取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、評価委員会の判断を踏まえ脱炭素先行地域の取り消しを行うことがあります。脱炭素先行地域の取り消しを行った場合には、交付金の返還が必要となるケースもあるものと想定しております。

問 2-15：効果促進事業とはどのようなものか。再エネ電力の購入や電力の環境価値の買い戻しは交付金の対象となるか。

- 効果促進事業は、計画の目標実現のため、CO2 排出削減に向けた設備導入と一体となり、地域の脱炭素化を一層図るために必要な事業・事務としています。なお、効果促進事業は社会資本整備総合交付金や東日本大震災復興交付金で導入されています。
- 本交付金では、例えば、①再エネ設備を導入した先行地域内の施設で省 CO2 診断・セミナーを実施、②スマートフォン等のアプリを活用した住民の行動変容を促進、③再エネ発電量やエネルギー消費量の見える化により意識を啓発、④脱炭素先行地域の取組に関

する映像資料作成・イベント開催による理解醸成などが挙げられます。

- 一方、再エネ最大限導入の観点から、再エネ電力の購入や電力の環境価値の買い戻しは効果促進事業の対象外であり、交付金の対象とはなりません。

問 2-16：脱炭素先行地域づくり事業の交付要綱はいつ示されるか、申請や審査は先行地域の選定と同時に行われるか。

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付要綱は、正式には予算成立後に施行するものですが、先行地域と同様の時期に交付金事業計画の申請や審査が行えるよう、自治体に対して必要な情報提供を行ってまいります。

問 2-17：令和 4 年度 2 回目の脱炭素先行地域の選定後に、令和 4 年度中に交付金の配分を受けることはできるか。

- 令和 4 年度 2 回目の脱炭素先行地域の選定後にも、選定された自治体に対して、予算の範囲内で交付金を配分することを想定しています。

【重点対策加速化事業】

問 2-18：事業計画が承認されるのは各自治体 1 回とあるが、複数年度を通じて 1 回なのか。交付プロセスはどうなるのか。先行地域とは異なり評価事項は無いのか。

- 重点対策加速化事業については、おおむね 5 年程度にわたる複数年度の事業計画を各自治体 1 回まで策定可能とすることを予定しています。
- 重点対策加速化事業を実施する場合には、まずは必要な要件を満たした交付金事業計画を策定し、環境省の承認を受けた後、事業期間について毎年度交付申請をし、交付決定を受けることで交付金事業の実施が可能です。また、上限額の範囲内であれば、交付金事業計画の変更を行うことが可能です。
- 重点対策加速化事業については、再エネ発電設備を一定以上導入することや、原則複数の重点対策を実施すること、地方公共団体実行計画を策定（改定）すること（又は策定（改定）の予定時期の目安を示すこと）といった必要な要件を満たした交付金事業計画の策定が必要です。

問 2-19：重点対策加速化事業では複数の取組を実施することが要件となっているが、必ずしも事業期間全体にわたって 2 つ以上を実施する必要は無いと考えてよいか。当初から 2 つそろっていなくともよいか。また、PPA 事業により自治体の負担無しで実施する事業も、1 つの取組としてよいか。

- 重点対策加速化事業については、事業期間において 2 つ以上の重点対策を実施することを要件としていますが、必ずしもそれぞれの年度ごとに 2 つ以上の重点対策を実施することを求めているものではありません。
- また、それぞれの重点対策で自治体の負担を求めているものではなく、例えば重点対策①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電などにおいて、初期投資ゼロの PPA モデルにより自治体の負担無しで実施する事業を 1 つの重点対策の事業として実施しても差し支

えありません。

問 2-20：国の基準を上回る事業に対して適用除外となる「規模要件」とは「都道府県・政令市・中核市 1 MW、その他市町村 0.5 MW」のことか。この要件は、事業期間が 5 年の場合は、5 年の合計か。交付金を活用して民間事業者等が再エネ設備を導入した場合は、その導入量を含めてよいか。

- 重点対策加速化事業では、事業規模について、再エネ発電設備を一定以上導入すること（都道府県・政令市・中核市 1 MW 以上、その他市町村 0.5 MW 以上）を交付の要件としているところですが、国の目標を上回る目標又は国の基準を上回る要件に対して行われる事業はこの要件を適用しないこととしています。
- この再エネ発電設備の導入量は、事業期間全体の合計であり、公共施設における整備に限らず、民間事業者などへの間接交付による導入も含めた交付金事業計画に位置づけた交付金事業による導入量の合計です。

問 2-21：個人設置の太陽光発電設備や蓄電池について、各家庭あたりの上限額はあるか。

- 個々の事業に関する交付率等はお示ししたとおりであり、これを上限としているところですが、交付対象先の交付上限額を設定することは想定しておりません。なお、本交付金を間接交付する際に自治体が策定する補助制度において独自に上限額を設けることについては差し支えありません。

問 2-22：重点対策①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電における設備種の例として再エネ設備の導入は、公共・民間・個人が挙げられているが、そのすべてを実施しなければならないのか。

- 説明会においてお示しした対象設備種・交付率等は交付対象となるものの例示であり、この中から各自治体で必要となるものを交付金事業計画に位置づけ実施していただくことを想定しています。

問 2-23：重点対策加速化事業の交付要綱や交付金事業計画の様式はいつ示されるか。

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付要綱は、正式には予算成立後に施行するものですが、来年度の事業実施に支障が生じないように、2 月頃には自治体に対して必要な情報提供を行ってまいります。

【個別の設備導入補助（両事業共通）】

問 2-24：太陽光発電設備の導入補助において、ZEB や ZEH に必要な太陽光発電設備も交付対象となるか。また、自家消費率の設定は必要か。余剰売電は可能か。

- ZEB や ZEH では、太陽光発電設備の導入が必要となりますが、その設備導入にも交付金を活用して実施することも可能です。
- 本交付金で導入する自家消費型の太陽光発電設備については、一定程度（家庭用 3 割、事業用 5 割を予定）以上を自家消費することを前提に、余剰については FIT/FIP 制度に

よらない売電を可能とする予定です。

問 2-25：PPA による太陽光発電設備の導入も交付対象となるか。その場合、PPA 事業者は交付金事業計画の共同申請者とする必要はあるか。計画策定後に事業者を決めても問題ないか。

- いわゆる PPA モデルによる太陽光発電設備の導入も本交付金の対象としております。交付金事業計画は自治体が策定するものであり、PPA 事業者は共同申請者となることはありません。また、交付金事業計画の策定の段階で必ずしも PPA 事業者が決まっている必要はありません。

問 2-26：本交付金を活用した再エネ設備の整備では、すべてにおいて自己託送が認められないのか。小売事業者を介する場合はどうか。

- 本交付金も、これまでの環境省の補助制度と同様、自己託送に適用することはできません。
- 一方、交付金を活用した再エネ設備で発電した電気を小売事業者を介して需要家に売電する場合は自己託送ではありませんので、これまでの環境省の補助制度を踏まえた取り扱いとする予定です。個別にご相談ください。

問 2-27：木質バイオマスストーブは交付金の対象となるか。

- バイオマス熱利用設備として本交付金の対象とする予定です。なお、脱炭素先行地域づくり事業では当該設備の導入が脱炭素先行地域の選定要件 1-2 に寄与する必要があります。また、重点対策加速化事業では、別に再エネ導入量を一定以上とするなどの要件を満たす必要があります。

問 2-28：戸建て住宅の蓄電池導入は交付金の対象となるか。

- 蓄電池の導入は、新設又は既設の太陽光発電設備等の再エネ設備と一体として再エネの最大限導入に資するものについて本交付金の対象としています。なお、導入する蓄電池と接続する再エネ設備は既設のものでも差し支えありませんが、脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業のいずれも交付金事業計画全体として再エネ設備を新たに導入する必要があります。

問 2-29：EV に対して交付する場合、設置場所（導入箇所）の扱い如何。

- EV 等を車載型蓄電池として導入する場合、新設又は既設の太陽光発電設備等の再エネ設備と一体として再エネの最大限導入に資するものについて本交付金の対象としているため、設置場所（導入箇所）は再エネ設備と一体となる場所となります。また、脱炭素先行地域づくり事業については、EV 等の設置場所（導入箇所）が脱炭素先行地域内である必要があります。

問 2-30 : ZEH (又は ZEH+) を上回る、自治体独自の断熱性能等基準を満たす高性能住宅に対して、かかりまし費用の一部を定額上乘せ交付となっているが、「かかりまし」はどのように算定すればよいか。

- 自治体独自の断熱性能等基準を満たす高性能住宅への交付額については、当該高性能住宅において ZEH (又は ZEH+) の断熱性能等を上回る部分に関して、標準的なかかりまし費用を算出していただき、その一部とすることを想定しています。

問 2-31 : 公共施設の長寿命化改修と併せて ZEB 化に向けた設計を行う場合、長寿命化改修設計も交付金対象となるのか。

- 省 CO2 設備を本交付金の対象としており、長寿命化改修設計部分は交付金の交付対象外となる予定です。一括して設計を行った場合は、ZEB 化に向けた設計部分のみが交付金の対象となるため、経費の切り分けが必要となります。

問 2-32 : 公共交通機関の EV バス (緑ナンバー) は交付金の対象となるか。充電設備のみを整備する場合は交付金の対象となるか。

- EV バスのうち白ナンバーのみを交付金の交付対象としており、緑ナンバーの EV バスについては、これまでの環境省の補助制度を踏まえ、交付金の交付対象外となる予定です。EV バス (緑ナンバー) の導入については、別途他省庁の補助金の活用を検討いただきたいと思います。
- また、重点対策⑤ゼロカーボンドライブとして充電設備を導入する場合は、再エネ設備又は車載型蓄電池の整備が必要となります。

問 2-33 : 各種設備整備・導入に係る調査・設計等に対する交付率如何。

- 各種設備整備・導入に係る調査・設計等に対する交付率は、当該設備整備・導入の交付率と同じとすることを予定しています。

議題3. 地方財政措置・令和3年度補正予算について

【地方財政措置】

問3-1：公共施設における太陽光発電設備の導入などで、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の対象事業になっているものについては、公共施設等適正管理推進事業債の対象とならないという理解でよいか。

- 今般、拡充された公共施設等適正管理推進事業のうち脱炭素化事業は、地方単独事業が対象となっており、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象とした事業については対象とはなりません。

問3-2：公共施設等適正管理推進事業債についての紹介があったが、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に合わせて、過疎対策事業債などその他の地方債の活用は可能でしょうか。また、その場合、充当率や交付税措置率等の考え方についてご教示願いたい。

- 交付金に合わせて活用が考えられる地方財政措置としては、別紙のとおりです。
- なお、補正予算の場合、補正予算債の活用となる場合があります。

問3-3：公共施設等適正管理事業債を利用する場合、総合管理計画や個別の施設計画に位置付けられていることが必要となるが、脱炭素事業の場合は、地方公共団体実行計画に位置付けられていることが必要となるのか。

- 具体的な要件については総務省において検討中であり、決まり次第、地方公共団体に対してご案内をする予定です。詳細については総務省にお尋ねをお願いします。

問3-4：公共施設等適正管理推進事業債の拡充について、公共施設の脱炭素化の取組等の推進のうち、「②建築物におけるZEB実現」に関して、建設工事費用とは別途に要する経費として、例えば、ZEBプランナーに登録されている設計業者への設計委託費なども対象となるのか。

- 一般論として、施設の建設を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費が対象となります。詳細については総務省にお尋ねをお願いします。

問3-5：地方財政措置に関して、総務省の担当をご教示いただきたい。

- 総務省ホームページをご参照ください。
(令和4年度地方財政対策のポイント及び概要)

URL：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei02_02000303.html

【令和3年度補正予算等】

問3-6: 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、(1)①地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援について、令和3年度当初予算で採択されており、すでに事業を実施しているが、これに加えて、令和3年度補正予算の(1)③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援に応募することは可能か。

- 差し支えありません。

問3-7: 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、(1)③の公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援について、公共施設「等」とあるが、民間の土地や建築物は対象となるか。

また、(1)③の公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援については、(1)①や(1)②のメニューと同じく「専門的知見を要する会議等の開催」が補助事業実施の要件となるか。

- 本事業では、いわゆる公共施設や公共が管理する土地における太陽光発電設備等の導入調査を支援対象としており、民間施設や土地は対象外です。
- (1)③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援については、「専門的知見を要する会議等の開催」は補助事業実施の要件としない見込みです。

問3-8: 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業について、現在執行団体を選定中とのことだが、公募要領の公開はいつ頃になる見込みか。

- 令和3年度補正予算に係る事業については、現在、執行団体を選定中であり、1月中旬～下旬にかけて執行団体が決定する見込みです。その後、2月中旬を目途に公募を開始する見込みです。

問3-9: 現在公募されている、令和3年度当初予算による、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業について、(1)①及び②の事業メニューを同時に申請することは可能か。また、その場合、事業期間が令和4年9月までとなっているが、事業期間を延長することは可能か。

- 差し支えありません。
- 事業期間については、令和4年9月までに完了する必要がありますが、事業遅延の見込みが発生した場合には前広にご相談をお願いします。

問3-10: 現在公募されている、令和3年度当初予算による、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業について、自治体においても、令和3年度予算として執行する必要があるか、あるいは、令和4年度予算として計上することは可能か。

- 採択時期に応じて、適切な予算計上を行っていただければ、令和4年度予算でも差し支えありません。

問 3-11：地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業について、公共施設に再エネ設備を導入する場合、実施設計費は補助対象となるか。

- 補助対象となります。

問 3-12：地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業について、学校施設での活用を想定しているが、文部科学省など他省庁でも同様の補助事業（R3 補正または R4 当初）があればご教示ください。また、他省庁の同様の事業をまとめてご紹介いただくなどのご予定はあるか。

- 文部科学省においては、「公立学校の整備」に合わせて、脱炭素化に関する取り組む予算を計上していると承知しています。
- また、地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール等については、今後、脱炭素先行地域づくりガイドブックの参考資料としてお示しをする予定です。

地域脱炭素化事業に合わせて活用が考えられる地方財政措置



	地域活性化事業	過疎対策事業	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業
起債充当率	90%	100%	100%
交付税措置	元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入	元利償還金の50%を基準財政需要額に算入
区分	再生可能エネルギー設備	過疎市町村が市町村計画に基づいて行う以下の事業 ● 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設で公用又は公共の用に供するもの【 単独・補助 】 ^{注2}	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく補助事業 ^{注3}
	省エネ設備	● 高効率照明機器の整備【 単独・補助 】 ● 施設の省エネルギー改修【 単独 】 ● 低公害車の導入【 単独 】	
備考	注1・・・売電を主たる目的とするものは対象外	注2・・・売電を主たる目的とするものは対象外	注3・・・「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」が該当

公共施設等適正管理推進事業のうち脱炭素化事業
90%
財政力に応じて元利償還金の30～50%を基準財政需要額に算入
地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に準じて地方公共団体が実施する以下の単独事業 ● 太陽光発電の最大限の導入 ● ZEB等の実現
地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に準じて地方公共団体が実施する以下の単独事業 ● 計画的な省エネルギー改修の実施 ● LED照明の導入
令和4年度から新規追加（詳細の運用については検討中）

※上記については令和3年度地方債同意等基準運用要綱等を参考に記載（詳細については運用要綱等を参照）。